

東かがわ市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から3週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月6日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整理番号	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				計画幅員 (m)	延長 (m)
3109	東浜本線	東かがわ市三本松 206-4 地先から 東かがわ市三本松 206-11 地先まで	前	3.1 ~ 3.2	6.9
			後	3.6 ~ 3.6	
3171	小松原3号線	東かがわ市松原 1278-3 地先から 東かがわ市松原 1278-4 地先まで	前	3.1 ~ 3.6	37.9
			後	3.5 ~ 4.0	
3188	松西松東境界線	東かがわ市松原 244-1 地先から 東かがわ市松原 244-1 地先まで	前	3.0 ~ 3.2	16.0
			後	4.0 ~ 4.0	
3196	松西松東連絡2号線	東かがわ市松原 383 地先から 東かがわ市松原 383 地先まで	前	2.9 ~ 3.0	13.2
			後	4.0 ~ 4.0	

2 供用開始の期日 令和7年3月6日